

梅香苑デイサービスセンター運営規程

第1条 社会福祉法人岳寿会が開設する、梅香苑デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2. 事業所は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
3. 指定通所介護サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
4. 事業所の従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
5. 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な処遇技術をもってサービスの提供を行うものとする。
6. 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 梅香苑デイサービスセンター
2. 所在地 熊本県阿蘇郡高森町高森 3175 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容) <介護予防・日常生活支援総合事業を含む>

第5条 事業所の従業者の職種及び員数、職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名

管理者は、本施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2. 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及びその家族に対して、相談援助等の生活指導を行うものとする。

3. 看護職員 1 名以上

看護職員は、利用者の健康管理や療養上の世話をを行い、かつ日常生活上の介護、介助も行うものとする。

4. 介護職員 5 名以上

介護職員は、日常生活上の介護及び健康保持のための相談、援助等を行うこととする。介護職員は、専ら当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。介護職員は、利用者の数が 1 日 15 人までは 1 名以上、それ以上 5 人又はその端数を増すごとに 1 名を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

5. 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施することとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日:月曜日から土曜日までとする。ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
また上記営業日以外に臨時営業し、通所介護サービスを提供する場合、及び天災その他やむを得ず業務を遂行できない日は、臨時休業する場合がある。
- (2) 営業時間:午前 8 時 30 分から午後 6 時まで。
- (3) サービス提供時間:午前 9 時 45 分から午後 3 時 45 分
- (4) 延長サービス時間:午前 8 時 30 分から午前 9 時 45 分
午後 3 時 45 分から午後 6 時

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は 1 日 35 名以内とする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 事業所が通所介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。

2. 通所介護事業者は、前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用を徴収することとする。

①食事の提供に要する費用 1食あたり 420円

3. 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（利用料の変更等）

第9条 通所介護事業者は、介護保険法関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができることとする。

2. 通所介護事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（通常事業の実施地域）

第10条 通常の実業の実施地域は、高森町とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。

2. サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取り扱う際は、従業員の指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第12条 通所介護事業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通所介護計画書の作成）

第13条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2. 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3. 事業所の管理者は、通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4. 事業所の管理者は通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付するものとする。

5. 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 14 条 事業所は利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこととする。

2. 事業所は当該事業所の従業者によって、指定通所介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
3. 事業所は、通所介護従業者の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 15 条 事業所は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行わないものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2.非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し、周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施します。

3.事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(衛生管理及び感染症対策)

第 17 条 事業所は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

1.事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね 6 か月に 1 回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2.事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3.事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。

(掲示)

第 18 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第 19 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の

秘密を漏らしてはならないものとする。

2. 事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。

(苦情処理)

第 20 条 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記載するものとする。
3. 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
4. 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
5. 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
6. 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(地域との連携等)

第 21 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2. 事業所は、その運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 22 条 事業所は利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第 23 条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第 24 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 事業所は利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待の防止)

第 25 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

1. 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2. 虐待の防止のための指針を整備する。

3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。

4. 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

(従業者の質の確保)

第 26 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

2. 事業所は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業

務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2.事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施します。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(職場におけるハラスメント)

第28条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第29条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人岳寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、指定日から施行する。

改正 平成14年4月1日

改正 平成17年10月1日

改正 平成19年9月25日

改正 平成19年12月21日

改正 平成20年4月1日

改正 平成23年9月29日

改正 平成24年12月4日

改正 平成25年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成27年9月2日

(第8条第1項の規定は平成27年8月1日適用とする)

改正 平成29年2月16日

改正 平成30年4月1日

改正 令和元年10月1日

改正 令和3年8月1日